

財務省告示第三百四十二号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成二十年十月二十八日に買入消却した国
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年十一月二十八日

財務大臣 中川 昭一

（別表）

国債の名称	記号	総額	額面金額の たりの買入価格
利付国庫債 （五年）	第五十回	億五百九十七 円	百円三銭九厘
利付国庫債 （十年）	第五十六回	億九百三十四 円	厘百一円六十七銭七
利付国庫債 （十年）	第二百零五回	九十八億 円	百二円四十銭四厘
利付国庫債 （十年）	第二百零七回	億一千三十八 円	厘百一円九十一銭六
利付国庫債 （十年）	第二百零八回	百三十三億 円	厘百一円六十八銭四
利付国庫債 （十年）	第三回	十億 円	八十四円五十六銭
利付国庫債 （十年）	第四回	十億 円	八十四円六十六銭
利付国庫債 （十年）	第五回	三十億 円	八十四円七十六銭
利付国庫債 （十年）	第七回	五十億 円	八十一円九十銭
利付国庫債 （十年）	第五回	五十億 円	八十二円九十銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第十二回	〃	〃	〃	〃	〃	第十一回	〃	〃	第十回	〃	〃	第九回	〃	〃	第八回	〃
四十億円	四十五億円	五十億円	十五億円	十五億円	十五億円	十五億円	五十億円	四十億円	四十億円	五十億円	三億円	十四億円	六十五億円	三十億円	三十億円	十億円
八十三円九十五銭	八十四円七十五銭	八十四円七十銭	八十四円四十五銭	八十四円三十五銭	八十四円二十五銭	八十四円十五銭	八十四円六十銭	八十四円四十銭	八十一円九十銭	八十四円八十五銭	八十四円四十銭	八十三円	八十四円七十銭	八十四円五十五銭	八十四円十銭	八十四円七銭

合 計	〃	〃
	第十六回	第十五回
十三 億五 百九	五十 億 円	五十 五 億 円
	八 十 四 円 六 十 銭	八 十 五 円